調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［略］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［略］				

（記載上の注意）
［１～６　略］
〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［表略］
（記載上の注意）
［１～５　略］
〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	％	％

（記載上の注意）
１　「連結レバレッジ比率」は、農林中央金庫法第56条第２号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
２　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第２　［略］

調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［同左］				

（記載上の注意）
［１～６　同左］
〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］
［加える。］

第２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）
第一条　この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第八号及び別紙様式第九号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。
２　新規則別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。